

四一 国会法及び参議院規則改正経過一覽表

(一) 国会法改正経過

改正回次	制一定	第一次	第二次
国会回次	第九十二回 帝国議会	(第一回) (特別回)	第二回
提出者	衆・大野伴 陸君外十九 名	衆・政 及選 及び 衆 に 別 委員 長 長	衆・議 院 運 營 委員 長
提出年月日	昭和 三、三、三	三、二、元 (全国選 管理 委員 會 法 案)	三、六、三
参議院議決	修正 三、元	可決 三、三	可決 七、五
衆議院議決	可決 三、三	可決 三、二	可決 六、五
公布月日	四、三〇	三、七	七、五
法律番号	五	一四	七
主要改正事項	憲法改正に伴う国会法(十七章百三十二条)の制定	全国選挙管理委員会法制定に伴う字句の改正(第一〇条)	<p>1 会期中の議員の逮捕に関する規定の新設(第三 四条の二)</p> <p>2 議員の兼職禁止に関する規定の改正(第三九条)</p> <p>3 常任委員会の再編(第四二条)</p> <p>4 議院運営委員会小委員に関する規定の新設(第 五五条の二)</p> <p>5 本会議における議案の趣旨説明に関する規定の 新設(第五六条の二)</p> <p>6 会期不継続の原則に対する例外規定の新設(第 六八条)</p> <p>7 最高裁判所長官の委員会出席に関する規定の新 設(第七二条)</p> <p>8 両院法規委員会の権限に関する規定の新設(第 九九条)</p> <p>9 法制局の設置(第一三一条)</p>

第六次	第五次	第四次	第三次	改正回次
第二十六回	第二十一回	(第六回 臨時)	(第三回 臨時)	国会回次
内閣	衆・議院運 営委員長	衆・議院運 営委員長	衆・淺沼稲 十次郎君外二 名	提出者
案正の(一回) 一部を改 する法律 等	三〇、一、三	二四、一〇、五	三三、一〇、二	年提 月 日出
可 三、 五、 元 決	可 一、 四 決	可 一〇、 六 決	可 一〇、 二 決	議參 決議 院
修 四、 正 七	可 一、 三 決	可 一〇、 五 決	可 一〇、 二 決	議衆 決議 院
六 一	一、 三 元	一〇、 三 六	一〇、 二	月公 日布
一 五	三	三 三	三 四	番法 号律
内閣法改正に伴う字句の改正(第三九条、第四二条)	11109 8 7 6 5 4 3 2 1 懲罰動議提出要件に関する規定の改正(第一二 一条) 両院法規委員会の廃止 緊急集会に関する規定の整備(第一章) 訴追委員の選出に関する規定の新設(第一二六 条)	4 3 2 1 常会中の召集日の変更(第二二条) 閉会中に逮捕された議員の釈放要求に関する規 定の新設(第三四条の二、第三四条の三) 常任委員会の整理統合(第四一条) 委員会の傍聴に関する規定の改正(第五二条) 議案の発議要件に関する規定の改正(第五六条) 自由討議の廃止(第七八条) 両議院関係の調整に関する規定の新設(第八三 条の二)	2 1 議員の兼職禁止に関する規定の改正(第三九条) 各省設置法施行に伴う常任委員会の名称変更 (第四一条) 常任委員会専門員に関する規定の整理(第四三 条) 自由討議の回数に関する規定の改正(第七八条)	行政調査及び人事委員会の分割(内閣委員会及び人 事委員会)(第四二条)

第七次 第二十八回	第八次 第三十一回	第九次 第四十三回	第十次 第四十八回	第十一次 第五十一回	第十二次 第九十一回
衆・議院 委員長	衆・議院 委員長	衆・議院 委員長	衆・議院 委員長	衆・議院 委員長	衆・議院 委員長
（三、四、九） の国会法 の一部を改 正する法律 案	（三、三、三） の国会職 員の一部を 改正する部 法律案	（三、三、三） の歳費及 び手当の 等に関する 法律を改正 する法律案	（四、一、三） の国家公 務員の一部 を改正する 法律案	（四、三、三） の内閣法 の一部を改 正する法律 案	（五、三、三） の内閣法 の一部を改 正する法律 案
可決 四、六	可決 三、三	可決 三、三	可決 五、七	可決 六、七	可決 三、三
可決 四、九	可決 三、五	可決 三、三	修正 四、二	修正 六、五	可決 三、六
四、一	三、三	三、三	五、一	六、二	四、七
三	三	三	三	三	三
1 衆議院議員任期満了後の総選挙、参議院議員通常選挙後の臨時会召集に関する規定の新設（第二二条の三） 2 会期延長の回数（第一二条） 3 懲罰事犯の閉会中審査に関する規定の新設（第一二条の二） 4 議事協会の閉会中審査に関する規定の新設（第一二条の二）	国会職員法改正に伴う字句の改正（第四三条）	議員秘書の定数改正（第一三二条）	国家公務員法改正に伴う字句の改正（第三九条、第四二条）	内閣法改正に伴う字句の削除（第三九条、第四二条）	衆議院の科学技術委員会及び環境委員会の新設（第四一条）

第二十次 (臨時) 第百三十一回	第十九次 (臨時) 第百三十一回	第十八次 第百二十回	第十七次 (臨時) 第百十三回	第十六次 第百八回	第十五次 第百四回	第十四次 第百二回	第十三次 (臨時) 第百回	改正回次 国会回次
衆・議院運 営委員長	衆・議院運 営委員長	衆・議院運 営委員長	衆・議院運 営委員長	衆・議院運 営委員長	衆・議院運 営委員長	衆・議院運 営委員長	内閣	提出者
三、一〇、二	三、九、六	三、五、七	平成 る部を改正する法律案	六、三、三	六、五、三	六、六、四	五、九、八 置の改正する法律案	年提出 月日出
可決 一〇、三	可決 九、二	修正 五、八	可決 二、三	可決 三、三	可決 五、四	可決 六、四	可決 二、三	議院
可決 一〇、二	可決 九、六	同意 五、七	可決 二、七	可決 三、三	可決 五、三	可決 六、四	可決 一〇、二	衆議院
一〇、五	九、九	五、五	二、二六	四、一	五、三	六、六	三、二	月公布
二	六	三	九	三	六	三	八	法律番号
衆議院の安全保障委員会の新設(第四一条)	常会の召集日の変更(第二一条)	社会労働委員会の分割(厚生委員会及び労働委員会)(第四一条)	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律改正に伴う字句の改正(第一〇六条)	国鉄民営化に伴う条文整理(第三一条、第三七条、第三九条、第一〇二条の五)	参議院の調査会制度の創設(第五章の二)	政治倫理に関する規定の新設(第一章の二)	総理府設置法改正に伴う字句の削除(第三九条、第四二条)	主要改正事項

第二十二次	第二百三六回	衆・議院連 内閣	八、三、六 の内閣法を改 正する法律案	可六、 決六、	修六、 正三、	可四、 決三、	五、 七	二五	2 1 文書通信、交通滞在費に関する規定の整備(第三八 条)政策秘書の新設(第一三二条)
第二十三次	第二百三十七回	衆・議院連 参・中曾根 弘文君外七 名	九、三、 四	可三、 決五、	可三、 決二、	可二、 決二、	二、 一七	二三	2 1 参議院の常任委員会の再編(第四一条) 参議院の行政監視委員会の新設(第四一条)
第二十四次	第二百三十八回 (臨時)	衆・議院連 衆・議院連	九、二、 二 (国会法を改 正する法律案)	修三、 正三、	同二、 可三、 意二、	同二、 可三、 意二、	二、 一九	二六	3 2 1 衆議院の決算委員会の決算行政監視委員会への 改組(第四一条) 内閣(官公署)に対する報告・記録の提出要求に 関する規定の整備(第一〇四条) 会計検査院に対する特定事項の検査の要請に関 する規定の新設(第一〇五条)
第二十五次	第二百三十九回	衆・議院連 衆・議院連	二、一、 七、三 (国会審査議 の活性化及 政治的指導 の確立に關 する法律案)	可七、 決三、	可七、 決三、	可七、 決三、	七、 三〇	二六	3 2 1 国家基本政策委員会の新設(第四一条) 政府委員制度の廃止(第五四条の四、第六九条、第 七〇条の五、第七一条、第七三条、第九六条、第 一〇二条の五) 副大臣等の設置等に伴う条文整理(第三九条、第 四二条、第六九条、第七〇条、第七一条、第七 三条、第九六条)
第二十六次	第二百四十回	衆・議院連 衆・議院連	二、七、 六	修七、 正三、	同七、 可七、 意六、	同七、 可七、 意六、	八、 四	二八	憲法調査会の新設(第二章の二)

第三十次	第二五次	第二六次	第二七次	改正回次
(臨時) 第百五十五回	(特別) 第百三十三回	(臨時) 第百五十四回	第百四十七回	国会回次
内閣	衆・鈴木恒夫 外七名	衆・議院運 営委員長	衆・鈴木宗男 外七名	提出者
置(防衛庁設 る部を改正す る法律案) (第百六十四回) 一八、六、九	法を改正する 法律案 を法律の一 部とする に關する 法律案	二、二、三	律改正する 法律案 を法律の一 部とする に關する 法律案 (三、三、三)	年提 月 日出
可 三、五 決	可 〇、元 決	修 二、元 正	可 四、元 決	議參 決院
可 二、三 決	可 〇、五 決	同 二、三 意	可 四、元 決	議衆 決院
三、三	二、七	三、六	五、七	月公 日布
二六	〇五	二七	三	番法 号律
副長官、長官政務官に係る記述を削除(第三九条)	議員の歳費に關する規定の改正(第三五条)	衆議院及び參議院の常任委員會の再編(第四一条)	衆議院又は參議院の比例代表選出議員の所屬政党等の移動による議員の退職に關する規定の新設(第一〇九条の二)	主 要 改 正 事 項

第三四次	第三三次	第三二次	第三次
第百八十六回	第百八十回	(第百七十八回 (臨時))	第百六十六回
内閣	衆・環境委員 長	衆・議院運 営委員長	衆・枝野幸 男君外三名
る部員法等の一 を改正する法律案 (第百八十五回)	置制委員力規 置法案 (原子力施設 等) (二四、六五)	三三、九元	衆・枝野幸 男君外三名 衆・野田 聖子君外 三名
可決 三、四二	可決 六、三	可決 九、三	可決 九、五四
修正 三、四	可決 六、五	可決 九、元	併合修正 四、三
四、一六	六、三	一〇、七	五、一六
三	四	二	五
国家公務員法等の改正(大臣補佐官の新設に伴う字 句の改正(第三九条、第四二条))	政府特別補佐人に原子力規制委員会委員長を追加(第 六九条第二項)	東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院 運営委員会の合同協議会の新設等(附則第六項から第 一一項)	1 憲法改正原案の発議に関する規定の新設(第六 章の二) 2 憲法改正原案に係る両議院関係に関する規定の 整備(第八三條の四、第八六條の二、第八七條) 3 憲法審査会の新設(第一章の二) 4 国民投票広報協議会の新設(第一章の三)

改正回次	第三五次	改正回次	第三五次
国会回次	第二百八回	国会回次	第二百八回
提出者	衆議院 委員長	提出者	衆・町村信 孝君外二名
年月日出	令和四、四、四 法律案 を法等費及びび(令 律改正の歳国会 案のする手議及 する部当旅員及	年月日出	(二六、五、三) 正の(国会法等 する一部を改 案)する法律
議院	可決 四、五	議院	可決 六、三
議院	可決 四、四	議院	可決 六、三
公布日	四、三	公布日	六、七
法律番号	三九	法律番号	六
主要改正事項	文書通信交通滞在費の名称を調査研究広報滞在費に改めることに伴う規定の整備(第三八条)	主要改正事項	1 情報監視審査会の設置に関する規定の新設(第一〇二条の二、第一〇二条の三、第一〇二条の四、第一〇二条の五) 2 情報監視審査会に対する特定秘密の提出又は提示の系統に関する規定の新設(第一〇二条の一、一五) 3 特定秘密の保護に関する制度の運用改善の勧告に関する規定の新設(第一〇二条の一六) 4 報告又は記録の提出の勧告に関する規定の新設(第一〇二条の一七) 5 情報監視審査会における特定秘密の保護措置に関する規定の新設(第一〇二条の一八、第一〇二条の一九) 6 委員会等による国政調査への政府の対応の審査に関する規定の新設(第一〇四条の二、第一〇四条の三)

(二) 参議院規則改正経過

第四次	第三次 (第八回 臨時)	第二次 (第六回 臨時)	第一次 (第三回 臨時)	制定 (第一回 特別)	改正回次 国会回次
第十三回	川村松助君外 二十四名	高田寛君外七 名	木内四郎君外 六名	木内四郎君外 二十四名	発議者
二六、二五	二五、七三	二四、〇三六	二三、一〇二	昭和 三、六三	年月日出
可決 三、五	可決 七、四	可決 一〇、三	可決 一〇、二	修正 六、六	本会議 議決
2 通商産業及び建設委員会の所管事項の改正(第七四条)	1 人事、外務及び経済安定委員会の委員数の改正(第七四条) 2 委員会議室における喫煙禁止規定の削除 3 参議院全国選出議員選挙管理委員会廃止に伴う各種委員の選出規定の改正(第一四九条)	1 地方行政及び電気通信委員会の所管事項の改正(第七四条) 2 委員の選任及び辞任に関する規定の整備(第三〇条、第三一条) その他のもの 参議院の選任及び所管事項の改正(第七四条) 国会法の一部改正(昭和二四、一〇、二六法律第二二二号)に伴うもの 常任委員会の委員数及び所管事項の改正(第七四条)	1 国会法の一部改正(昭和二三、七、五法律第八七号及び昭和二三、一〇、一一法律第二一四号)に伴うもの 1 常任委員会の委員数及び所管事項(事項別から各省別に)の改正(第七四条) 2 緊急開議の際の議事日程決定に関する規定の新設(第八六条の二) 3 議長が議院に諮りあらかじめ討論時間を制限する規定の削除(国会法に規定)	参議院の成立による参議院規則(二十章二百五十一条)の制定 国会法の一部改正(昭和二三、七、五法律第八七号及び昭和二三、一〇、一一法律第二一四号)に伴うもの 一一法律第二一四号)に伴うもの	主 要 改 正 事 項

改正回次	第五回	国会回次 (特別) 第十五回	発議者 寺尾豊君外 十四名	年提出 日 二七、二〇、二四	議本 決議	第六次 (特別) 第三十二回 寺尾豊君外六 名 三〇、三二八 可決 三、六
主 要 改 正 事 項	<p>行政機構の改革に伴う地方行政外八委員会の所管事項の改正(第七四条)</p> <p>国会法の一部改正(昭和三〇、一、二八法律第三号)に伴うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議院の休会に関する規定の新設(第二三条の二) 2 議案の発議、修正案提出に関する規定の改正(第二四、四六条) 3 案件の特別委員会付託に関する規定の改正(第二九条) 4 委員会提出法律案の付託に関する規定の新設(第二九条の二、第二九条の三) 5 予算を伴う法律案等に対する内閣の意見陳述の時期に関する規定の新設(第五〇条、第一〇七条の二) 6 常任委員会の委員数及び所管事項(各省別から事項別に)の改正(第七四、七五条) 7 常任委員の兼務に関する規定の新設(国会法から移す)(第七四条の二) 8 自由討議、陳情の審査及び両院法規委員会に関する規定の削除 9 参議院緊急集会に関する規定の新設(第二五一条、第二五二条) <p>その他のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議院の成立規定の削除 2 内閣総理大臣の指名手続に関する規定の改正(第二〇条) 3 連合委員会を連合審査会と改称(第三六条) 4 特別委員長互選手続に関する規定の改正(第八〇条) 5 議院提出法律案及び議案の修正についての両院相互の説明に関する規定の新設(第四二条、第一七五条の二) 6 委員派遣に関する規定の新設(第一〇八条の二) 7 参考人の意見聴取に関する規定の新設(第一八六条) 8 資格争訟特別委員会の設置に関する規定の新設(第一九三条の二) 					

第七次 (第三九回特別)	安井謙君外五名	三、六、一六	可決 六、六	国会法の一部改正(昭和三三、四、一八法律第六五号)に伴うもの 懲罰動議提出に関する規定の整備(第二三七条) その他のもの 1 委員会提出法律案の提出手続及び印刷配付に関する規定の新設(第二四条) 2 委員長報告に対する多数意見者の承認の廃止(第七二条) 3 商工委員会の所管事項の改正(第七四条) 4 閉会中議した案件についての元特別委員長の報告に関する規定の新設(第一〇四条) 5 会期中緊急を要する場合に処するための議員派遣規定の改正(第一八〇条)
第八次 (第六十四回臨時)	徳永正利君外七名	翌、二、三、四	可決 二、二、四	沖繩住民の国政参加特別措置法(昭和四五、五、七法律第四九号)の施行に伴う社会労働委員会及び商工委員会の委員定数の改正(第七四条)
第九次 (第六十六回臨時)	松垣徳太郎君外八名	五、三、三	可決 三、三	総予算の委嘱審査に関する規定の新設(第七四条の四) 1 委員会の審査手続に関する規定の改正(第三九条) 2 調査承認要求手続の廃止(第七四条の三) 3 主査の補足報告に関する規定の削除 4 質疑に当たって自己の意見を述べることの禁止規定の削除 5 討論において発議者又は提出者が発言した場合、更に討論に入ったものとする規定の削除 6 請願の委員会における議決区分に関する規定の改正(第一七〇条) 7 傍聴席に関する規定の改正(第二一〇条) 8 本会議における懲罰事犯と議長の採る措置に関する規定の改正(第二三二条) 9 参議院公報に関する規定の新設(第二五三条)
第十次 (第六十三回臨時)	遠藤要君外七名	六、一〇、一四	可決 一〇、一四	

第十三次	第十二次	第十一次	改正回次
(第四百十二回 臨時)	(第四百十二回 臨時)	第四百四回	国会回次
中曽根弘文君 外七名	伊江朝雄君外 九名	遠藤要君外七 名	発議者
九、三、三	平成 三、八、五	六、五、三	年提出 月日出
可三、三 決	可八、五 決	可五、三 決	議本 決議
<p>主 要 改 正 事 項</p> <p>国会法の一部改正(昭和六一、五、二六法律第六八号)に伴うもの 1 調査会に関する規定の新設(第七章の二) 2 議案の発議手続に関する規定の改正(第二四条) 3 委員会提出法律案の委員会への付託に関する規定の改正(第二九条の二) 4 連合審査会に関する規定の改正(第三六条) 5 委員長その他の委員会への出席、発言に関する規定の改正(第四三条)</p> <p>国会法の一部改正(平成三、五、一五法律第七二号)に伴うもの 1 厚生委員会及び労働委員会の委員数及び所管事項の規定(第七四条) 2 常任委員会の委員数の改正(第七四条)</p> <p>国会法の一部改正(平成九、一二、一七法律第一二二号)に伴うもの 常任委員会の委員数及び所管事項の改正(第七四条) 本会議における押しボタン式投票の導入(第一三七条、第一四〇条の二、第一四〇条の三) 国会法の一部改正(平成九、一二、一九法律第二二六号)に伴うもの 会計検査院に対する特定事項の検査要請の手続に関する規定の新設(第一八一条の二)</p>			

第十四次	第一百四十五回	岡野裕君外七名	二、七、三三	可 _{七、三} 決	国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成一二、七、三〇法律第一一六号）の制定に伴うもの 1 政府に対する委員の質疑に関する規定の新設（第四二条の二、第四二条の三） 2 国家基本政策委員会の委員数及び所管事項の規定（第七四条） 3 政府委員制度の廃止等に伴う条文整理（第一五八条） その他のもの 決算委員会の所管事項の改正（第七四条）
第十五次	第一百四七回	西田吉宏君外九名	三、三、九	可 _{三、〇} 決	欠席届書に関する規定の改正（第一八七条）
第十六次	（臨時） 第一百五回	西田吉宏君外八名	三、二、二六	可 _{二、元} 決	国会法の一部改正（平成一二、一一、二六法律第一三三七号）に伴うもの （常任委員会の委員数及び所管事項（事項別から各省別に）の改正（第七四条））
第十七次	第一百五六回	宮崎秀樹君外八名	一五、四、一	可 _{四、二} 決	公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律（平成一五、四、九法律第二三三号）の制定に伴うもの 内閣委員会及び総務委員会の所管事項の整理（第七四条）
第十八次	第一百五六回	宮崎秀樹君外八名	一五、六、二三	可 _{六、六} 決	議場又は委員会議室におけるつえの携帯に関する規定の改正（第二〇九条）
第十九次	第一百五三回	溝手顕正君外六名	一七、三、二九	可 _{三、三} 決	日本学術会議法の一部改正（平成一六、四、一四法律第二九号）に伴うもの 総務委員会及び文教科科学委員会の所管事項の整理（第七四条）

第二十五次	第二十四次	第二十三次	第二十二次	第二十二次	第二十次	改正回次
第百五十八回	第百五十六回	第百八十六回	第百八十六回	第百八十六回	第百八十六回	国会回次
三 名 儀崎陽輔君外	九 名 山本順三君外	二 名 長谷川岳君外	九 名 岩城光英君外	八 名 岩城光英君外	六 名 市川一朗君外	発議者
元、六、一九 <small>令和</small>	三、七、一九	二、六、一七	二、六、二	二、六、一、二四	一、九、一、二五	年提月日出
可六、三 決	可七、三 決	可六、三 決	可六、二 決	可一、二四 決	可一、二五 決	議本会議 決
公職選挙法の一部改正(平成三〇、七、二五法律第七五号)に伴うもの 内閣委員会、法務委員会及び農林水産委員会の委員数の改正(第七四条)	2 1 行政監視委員会の委員数及び所管事項の改正(第七四条) 行政監視委員会の議院への報告に関する規定の新設(第七四条の五)	2 1 国会法等の一部改正(平成二六、六、二七法律第八六号)に伴うもの 議院又は委員会若しくは調査会に提出された特定秘密の閲覧の制限等に関する規定の新設(第八〇条の八第二項、第一八条の三) 特定秘密等を漏えいした議員に対する懲罰に関する規定の整備(第八〇条の八第二項、第二三六条)	2 1 国家公務員法等の一部改正(平成二六、四、一八法律第二二号)に伴うもの 内閣委員会及び総務委員会の所管事項の改正(第七四条)	安全保障会議設置法等の一部改正(平成二五、一、二、四法律第八九号)に伴うもの 外交防衛委員会の所管事項の整理(第七四条)	防衛庁設置法等の一部改正(平成一八、一、二、二二法律第一一八号)に伴うもの 防衛庁の防衛省移行に伴う副長官及び長官政務官に係る規定及び外交防衛委員会の所管事項の整理(第四二条の二、第七四条)	主 要 改 正 事 項

第二十七次	第二十六次	議崎陽輔君外七名	元、六、二六	可決 _{六、三}	1 会議録等の各議員への提供方法に関する規定の改正(第五八条、第一六〇条) 2 委員長等から議長に提出される報告書等の各議員への提供方法に関する規定の改正(第七二条の四、第八〇条の四、第八〇条の六、第二〇二条) 3 質問主意書及びこれに対する内閣の答弁書の各議員への提供方法に関する規定の改正(第一五三条) 4 請願文書表の各議員への提供方法等に関する規定の改正(第一六五条、第一六六条)
第二百八回	第百廿六回	江島潔君外三名	四、五、三	可決 _{六、一}	公職選挙法の一部改正(平成三〇、七、二五法律第七五号)に伴うもの 内閣委員会、文教科科学委員会及び環境委員会の委員数の改正(第七四条)

